

平成17年4月22日
消 防 庁**消防庁ミレニアム・プロジェクト**

消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進

消防庁では、平成12年度から政府全体で取り組んでいるミレニアム・プロジェクトの一環として、消火器及び防災物品のリサイクルについて検討を進めてきました。

今般、5年間の調査研究及び技術開発の成果が「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」(委員長：次郎丸・元消防研究所長)により、とりまとめられました。

【ポイント】

- 消火器 : ・消火器のリサイクル率は、ほぼ100%可能に。
・再生粉末消火薬剤を用いた消火器(エコマーク付き)が、今後の主流。
- 防災物品 : ・廃防災物品(廃繊維)、木屑、廃プラスチックから、再生建材が可能。
・コンクリート型枠とした場合、南洋ラワン材と代替可能で、CO₂削減に非常に有効。

1. 経緯

今後の我が国経済社会にとって重要性や緊要性の高い情報化、高齢化、環境対応の三つの分野について、平成12年度から、政府全体として取り組むべき事業としてミレニアム・プロジェクト事業が始められました。

消防庁では、これを受けて、火災予防上は必要不可欠であるものの適正な処理が困難とされていた消火器及び防災物品のリサイクル・リユースについて、委員会を設置し、平成12年度から16年度までの5年間、積極的に調査研究及び技術開発に取り組んできました。

今般、その報告書が「**消火器・防災物品リサイクルの推進について**」としてとりまとめられましたので、全国の消防機関に通知しました。

2. 報告書の概要**(1) 消火器のリサイクル**

回収された不用消火器については、主に埋立処分されていた粉末消火薬剤を再生処理加工することにより、再生粉末消火薬剤として利用する技術が開発された。

消火器本体の鉄のリサイクルは従来から行われてきたが、細部の部品にわたり再利用することが可能となった。

この結果、粉末消火器1本当たりのリサイクル率をほぼ100%とすることが可

能となった(現在は40%前後)。

消火器用消火薬剤に係る検定制度上の手続きを見直し、粉末消火薬剤のリサイクル使用に係る制度上の整備(平成14年7月)を行ったことを受け、再生粉末消火薬剤を用いた消火器の開発・生産が進んだ。

この結果、再生粉末消火薬剤を用いた消火器について、エコマーク付き消火器の認定(平成15年11月)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(いわゆるグリーン購入法)の基本方針に定める特定調達品目への採用(平成17年2月)などリサイクルの推進に向けた取組みが進んでいる。

今後は、再生粉末消火薬剤を用いた消火器が主流となる見込みである。

(2) 防災物品のリサイクル

従来マテリアルリサイクルの技術がなく埋立又は焼却処分されていた廃防災物品について、木屑及び廃プラスチックと混合して処理する技術開発を進め、木質系の再生建材とするマテリアルリサイクルの技術が確立された。

建設現場で使用されるコンクリート型枠にこの再生建材を利用すると、東南アジア等の南洋ラワン材中心のコンクリート型枠に替えることが可能であるほか、二酸化炭素排出量を約1/2に削減(LCA*評価結果)できる。

この技術は、廃繊維全般に応用可能と考えられ、リサイクルの障害となりやすい繊維の分別回収が基本的には不用となることから、廃防災物品を中心に廃繊維製品全体のマテリアルリサイクルが可能であり、技術の利用による早期の事業化が望まれている。

* L C A (ライフサイクルアセスメント)とは、製品製造、流通、販売、廃棄(リサイクルを含む)までの一連の工程について、環境影響を客観的に分析・評価する手法

3. 今後の取組み

不用消火器の回収について、従来の春秋の全国火災予防運動等の機会を捉えた一斉回収に加え、地域の実情に即した回収拠点の拡大に積極的に取組みます。

また、防災物品のリサイクル事業化に向けても引き続き取組みます。

併せて、消火器及び防災物品のリサイクルの推進に係る広報・普及啓発活動に取組みます。

参考資料：消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた
取組みの推進について(通知)

〔連絡先〕消防庁予防課
松野課長補佐
北野規格係長
電 話：03-5253-7523
F A X：03-5253-7533

